

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鴨川市は、令和2年10月時点の国勢調査による人口は32,116人で、昭和25年の旧町村の人口を合算した48,571人をピークに一貫して減少している。

一方、世帯数は14,578世帯で年々増加傾向にある中、1世帯あたりの人員は2.2人と年々減少傾向にあり核家族化の進展が見られる。

年齢3区分別人口の構成は、年少人口割合が9.5%、生産年齢人口割合が51.3%、老年人口割合が39.2%で老年人口割合は、国、県平均を大きく上回り、高齢化の進展が顕著となっている。

産業構造については、市内在住者の就業人口は15,620人で総じて減少傾向にある。産業分類別の構成は、第1次産業が8.1%、第2次産業が11.7%、第3次産業が76.5%となっている。就業構成は、「医療・福祉」、「宿泊・飲食サービス」をはじめ、「農業・林業」、「卸売・小売業」の就業割合が高い一方で、「鉱業及び製造業」、「運輸・通信業」などの就業割合が低くなっている。

本市の商業は、大型店の進出、市民による消費の市外、県外への流出等に加え、中小小売店は既存商店街の衰退や、後継者不足などの問題に直面しており、厳しい状況に置かれている。

工業においても、製造品出荷額、事業所数は減少の一途を辿っており、企業としての競争力と雇用の確保のバランスが大きな問題となっている。また、全体の9割以上の事業所が従業員29人以下の小規模なものとなっており、制度融資等、資金の融通の円滑化により、中小企業の振興を図っている。

資料：国勢調査

(2) 目標

鴨川市は、事業所の9割が中小企業者であり、景気に左右されやすく厳しい状況であるが、付加価値の高いブランドの確立、新製品の開発や販路拡大を促進し、雇用促進にもつなげるよう各産業の持続可能性を高めていく取組が必要であるため、市内中小企業の設備機器の更新が加速化され、生産性向上の後押しとなるよう、認定事業者数の目標数を計画期間中10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を労働投入量（労働者数

または労働者数×1人あたり年間就業時間)で除したものとする。

2 先端設備等の種類

鴨川市は、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

鴨川市は、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

鴨川市は、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種は全業種とし、対象事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税を滞納している者は対象としない。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について、調査を実施する場合がある。